

広告掲載等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、次の各号に定める広告の掲載又はその掲示（以下「広告掲載等」という。）について必要な事項を定め、公益社団法人大阪府産業資源循環協会（以下「本会」という。）が運営する事業の安定化に資することを目的とする。

- 一 機関誌「Clean Life」への広告掲載等
- 二 電子速報媒体「Clean Life オンライン」へのバナー設置による広告掲載等
- 三 ホームページ及び関係ウェブサイトへのバナー設置による広告掲載等
- 四 前3号を除く刊行物及び情報媒体等への広告掲載等

2 この規程に定めるもののほか、前項第3号に関し必要な事項は、別に定める。

(対象)

第2条 広告掲載等の対象は、定款第5条第1項に定める会員（入会后3月を経過している者に限る。）がその事業として販売する商品又は提供するサービス等であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 三 政治活動、宗教活動、個人又は団体等の意見広告に係るもの
- 四 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 五 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
- 六 消費者保護の観点から適切でないもの
- 七 暴力団員の利益になると認められるもの又はそのおそれのあるもの
- 八 本会の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
- 九 本会が運営する事業と競合するもの又はそのおそれのあるもの
- 十 その他前各号に準ずるものとして、不相当であると会長が認めるもの

(料金)

第3条 広告掲載等に係る料金は、別表左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

2 広告掲載等を求める者（以下「希望者」という。）は、前項に定める料金を、本会が指定する期日までに一括して前納するものとする。

3 前項に従って納付された料金（以下「既納料金」という。）は還付しないものとする。ただし、希望者の責めに帰することができない事由により広告掲載等ができなかった場合においては、この限りでない。

(国等に対する特例)

第4条 前2条の規定は、国及び独立行政法人並びに地方公共団体及び地方独立行政法人等からの求めにより行う広告掲載等（不特定多数の利益の増進に寄与するものに限る。）、その他公益性のあるもの

として会長が認めた広告掲載等については、これを適用しない。

(申込み)

第5条 希望者は、次の各号に定める事項を記載した書面に、広告掲載等に係る原稿（本会による編集加工の一切を不要とするものに限る。以下同じ。）を添付して、当該広告掲載等の予定期日1月前までに、これを本会に提出しなければならない。この場合において、本会は、必要に応じ、当該広告掲載等の対象が第2条に該当しないものであること等について確認するための資料を、別途、希望者に求めることができる。

- 一 会員の氏名又は名称及び住所
- 二 担当者の氏名（所属、役職を含む。）及び連絡先
- 三 広告掲載等の目的
- 四 その他広告掲載等に必要と判断した事項

2 本会は、広告掲載等に係る原稿の内容又は表現等に支障があると認めたときは、希望者に対し、その変更を求めることができる。

3 前項に従って変更を求められた希望者は、速やかに、その変更後の原稿を本会に提出しなければならない。

(中止の求め)

第6条 希望者は、自己の都合により、第5条第1項に基づく申込みを終えた広告掲載等の中止を、本会に求めることができる。この場合において、既納料金の取扱いについては、第3条に定めるところによる。

(停止及び取消し)

第7条 次の各号に該当する場合において、本会は、希望者への催告その他の手続きを行うことなく、広告掲載等を停止し、又は取り消すことができるものとする。

- 一 本会が指定する期日までに、希望者から広告掲載等に係る料金の納付がなかったとき
- 二 広告掲載等の予定期日1月前までに、希望者から第5条第1項に定める書面及び広告掲載等に係る原稿の提出がなかったとき
- 三 希望者が、第5条第2項による変更の求めに応じないとき（同条第3項に従って、速やかに、その変更後の原稿を提出しないときを含む。）

2 本会は、前項に基づく広告掲載等の停止又は取消しにより希望者が損害を受ける場合であってもその賠償の責を負わないものとする。

(責任の範囲等)

第8条 広告掲載等に係る原稿の作成及び変更に必要な費用は、希望者が負担するものとする。

2 希望者は、広告掲載等により第三者に損害を与えた場合においては、希望者の責任及び負担をもって、これを解決するものとする。

3 広告掲載等の終了後において、その原稿は希望者に返還せず、本会が処分するものとする。

附則 この規程は、令和3年10月20日から施行する。

附則 変更後の第1条及び別表は、令和6年8月20日に施行する。

別表

広告掲載等の種類	規格	料金（単価・税抜き）
第1条第1項第1号に定めるもの	A4版1／1頁	40,000円／回
	A4版1／2頁	20,000円／回
第1条第1号第2号に定めるもの	—	100,000円／年
第1条第1号第3号に定めるもの	—	100,000円／年
第1条第1号第4号に定めるもの	A4版1／1頁	40,000円／回
	A4版1／2頁	20,000円／回
広告の掲示	A4版まで	30,000円／回